

「神戸市開発事業に関する技術基準」 (第9章 ごみ等の集積施設) を改正しました。

1. 改正の趣旨

高齢化の進展や地域への帰属意識の希薄化等の様々な社会状況の変化により、クリーンステーションに関する課題が顕在化してきたことから、今後の方向性や具体的な取組を「クリーンステーションのあり方」を令和6年4月にとりまとめました。これらの方向性を確実に実行するため、開発行為におけるクリーンステーションの設置基準を緩和することで、共同住宅に専用クリーンステーションの設置を促します。

2. 技術基準改正概要

- ①面積基準の緩和
- ②接道基準等の緩和
- ③コンテナ式ごみ集積施設の設置基準を新設
- ④ごみ集積施設基準構造図例の追加 など

3. 改正条項の概要

- (1) ごみ等の集積施設の種類・・・技術基準第107条
ごみ集積施設の記載種類を変更しました。
- (2) 手積み収集用ごみ集積施設の設置基準・・・技術基準第108条
燃えるごみ、燃えないごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの4種を併用して収集することとし、手積み収集用ごみ集積施設の基準面積を緩和しました。
- (3) 機械式ごみ貯留排出施設の設置基準・・・技術基準第109条
機械式ごみ貯留排出施設を機械式貯留施設と名称変更しました。
- (4) 燃えないごみ・資源物等のごみ集積施設の設置基準・・・技術基準第110条
燃えないごみ・資源物等のごみ集積施設の設置基準を削除し、コンテナ式ごみ集積施設の設置基準に変更しました。
- (5) 施設の形状変更・・・技術基準第112条
手積み収集用ごみ集積施設の設置基準を緩和し、既存の集積施設を変更する際は、別途協議のうえ、手積み収集用ごみ集積施設基準構造図例を参考に設置することとしました。